

空気環境に関する建築物環境衛生管理基準と学校環境衛生基準の比較

検査項目	建築物環境衛生管理基準	学校環境衛生基準
浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下であること
一酸化炭素の含有率	10 ppm 以下	10 ppm 以下であること
二酸化炭素の含有率	1,000 ppm 以下	1,500 ppm 以下であることが望ましい
温度	(1) 17℃以上 28℃以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 (空気調和設備を設けている場合)	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
相対湿度	40%以上 70%以下 (空気調和設備を設けている場合)	30%以上、80%以下であることが望ましい。
気流	0.5 m/ 秒以下	0.5 m/ 秒以下であることが望ましい。
ホルムアルデヒドの量	100 μg/m ³ 以下	100 μg/m ³ 以下であること

※空気調和設備：エアフィルタ、電気集じん等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)ことができる機器及び付属設備の総体。

